大阪港湾局への資料照会

夢洲 IR 差し止め訴訟において、大阪港埋立事業の推移は重要な論点の一つである。写真の「事業分析(経過報告)大阪港埋立事業　2005 年 10 月　港湾局」がネットに掲載されている。事業分析タイプ C と書かれている。大阪港埋立事業の「現状と課題」という資料を抜粋して紹介する。

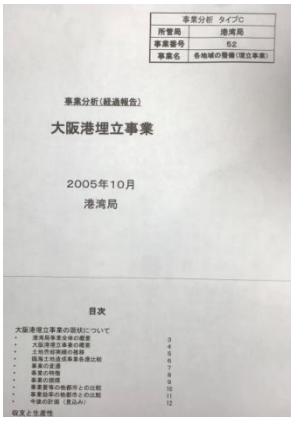
事業分析　タイプC

所管局	港湾局
事業番号	5-2
事業名	各地域の整備（埋立事業）

事業分析(経過報告)

大阪港埋立事業

2005年10月

港湾局

目次

大阪港埋立事業の現状について

現状

大阪港埋立事業は、埋立地を造成し売却可能な状態に整備し売却する「土地造成事業」、及びその関連事業としての、埋立地への集客用資産を整備し維持管理する「施設整備・管理事業」、埋立地の開発促進のための出資や貸付等の「投資事業」の 3 つで構成されている。

土地造成事業の資金収支は黒字であるが、施設整備・管理事業では主要施設の管理を外郭団体に委託し収支で毎年 9 億円程度の赤字が発生している。投資事業については実質的に回収が困難なものもある。また、損益計算が未実施で経営状況が不明瞭である。

土地が全て売却されれば企業債の償還は可能と見込まれるが、今後土地売却が困難な状況が継続する可能性があり、企業債償還がピークを迎える中(平成 18 年度 156 億円)、毎年償還を行ってなお資金不足を起こさないだけの売却実績を確保する必要がある。

土地売却を前提とした事業の仕組みが時代と合っておらず、現行の企業債償還条件では土地賃貸による償還は不可能で、賃貸中心の土地利用ニーズに対応できていない。

道路・緑地等、土地売却のため埋立事業で整備したが、本来は他会計に移管すべき施設について、資産の所有区分が未整理のまま埋立事業が抱え込んだ状態であり、維持管理費が負担となっている。

課題（一部のみ)

賃貸需要への対応も可能となるよう、企業債の償還条件変更を国等関係機関に対して働きかける。

今後会計移行が行われる夢洲及び新島地区については、一般廃棄物処理区域に土地造成事業で整備を行う必要性を精査する。浚渫土砂・残土等による埋立区域では、公共と民間の役割を明確化した上で、公共で行う事業においても埋立事業と他会計事業との役割分担を精査し、収支健全性を最優先した事業スキームを構築する必要がある。

参考になったので大阪港湾局に 2005 年以降の同資料について問い合わせた。すると「事業分析(経過報告)大阪港埋立事業」は当該年度のみの作成であり、平成 25 年以降の大阪港埋立事業の長期収支見込みのリンク先が掲載されていた。

(2022 年 11 月 28 日)